

栃木労働局「今月(12月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



① 令和5年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）

○本年度は「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。

県内の令和5年（10月末日現在）の労働災害による**死亡者数は13人**（前年同期比+1）で、**休業4日以上**の死傷者数は**1,683人**（前年同期比+144）となっています。

職場全員で「明るく迎える年末年始」のため「年末年始無災害運動」、
「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。



年末年始無災害運動
（中災防）

Aない声かけ運動！プラス



栃木労働局では、本運動の取り組みとして、12月に、

1. 栃木労働局長の建設現場公開パトロール
2. 北関東3局一斉建設現場監督指導 を実施いたします。

② 建設業局署合同公開監督を実施します

○栃木労働局では、12月を北関東3局（茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局）合同年末建設一斉監督実施期間としています。この中で12月4日（月）に、栃木労働局長が先頭となって宇都宮労働基準監督署と合同で、下記により建設工事現場への監督指導を実施します。

- ◆日時 令和5年12月4日（月） 14：00～（所要時間約1時間15分）
- ◆現場 施工者：川田・巴特定建設工事共同企業体
工事名：一般国道408号野高谷立体（仮称）鋼橋上部工建設工事
所在地：工事現場 宇都宮市野高谷町 一般国道408号野高谷交差点

③ 栃木県特定最低賃金が令和5年12月31日から改定されます

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2023（令和5）年12月31日】	◇電子部品等製造業	1,008円
◇塗料製造業	◆自動車・同付属品製造業	1,016円
◆はん用機械器具製造業	◇計量器等製造業	1,008円

注) 1 令和5年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和5年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）954円」が適用されます。

栃木県最低賃金の特設ページはこちら



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

*業務改善助成金

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

*働き方改革推進支援センター相談窓口

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

業務改善助成金についてはこちら



最賃引上げ特設ページについてはこちら



④ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！

○厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。
その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を12月5日（火）にオンラインで開催します。是非、ご覧ください。

■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

【開催概要】

- ・開催日：令和5年12月5日（火）13:30～15:15
(13:00オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料



シンポジウムの詳細はこちら



⑤ 楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。
働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら

(年次有給休暇取得促進特設サイト)



⑥ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の定額制訓練、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の自発的職業能力開発訓練、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。

○事業展開等リスキリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】栃木労働局助成金事務センター TEL: 028-614-2263



⑦ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！（10月1日開始）

○短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、手取り収入を減らさないよう労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。



年収の壁への支援策

パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「バゆっ」ちゃん

詳しくはこちら



労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！

⑧ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます（令和6年4月以降）

○障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

